

令和 7年 6月25日

## 岡山県週休2日工事実施要領（森林土木工事）の制定について お知らせ

岡山県農林水産部

建設業においては、若手技術者の入職が減少するなど、中長期的な担い手の確保や育成が大きな課題となっていることから、労働環境を改善し、魅力ある建設現場創出のため、週休2日工事を実施しているところです。この週休2日工事を引き続き実施していくにあたり、林野庁の取組が変更となったことから、次のとおり制定することとしましたのでお知らせします。

### 1 月単位の週休2日の達成について

これまでの考え方により週休2日を達成するものを「通期の週休2日の達成」とし、そのうち、対象期間が4週間（28日）以上であり、かつ、やむを得ず土・日曜日に作業を行った場合の振替日とその前後1週間以内に確保して現場を完全閉所した場合、「月単位の週休2日の達成」とします。

### 2 積算について

通期の週休2日の達成をした場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成しますが、月単位の週休2日を達成した場合は、精算時に補正係数を月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数に変更します。

### 3 週休2日の補正係数について

別添のとおり補正係数を変更します。

### 4 適用

単価適用日が令和7年7月1日以降の工事に適用します。

### 5 その他

要領やQ&A等は、下記をご参照ください。

<https://www.pref.okayama.jp/page/551767.html>

【問合せ先】 農林水産部農政企画課  
TEL 086-226-7413